

2016年3月30日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

「埼玉りそなインキュベーションファンド」の創設について ～邦銀初となる創業・第二創業企業への直接出資～

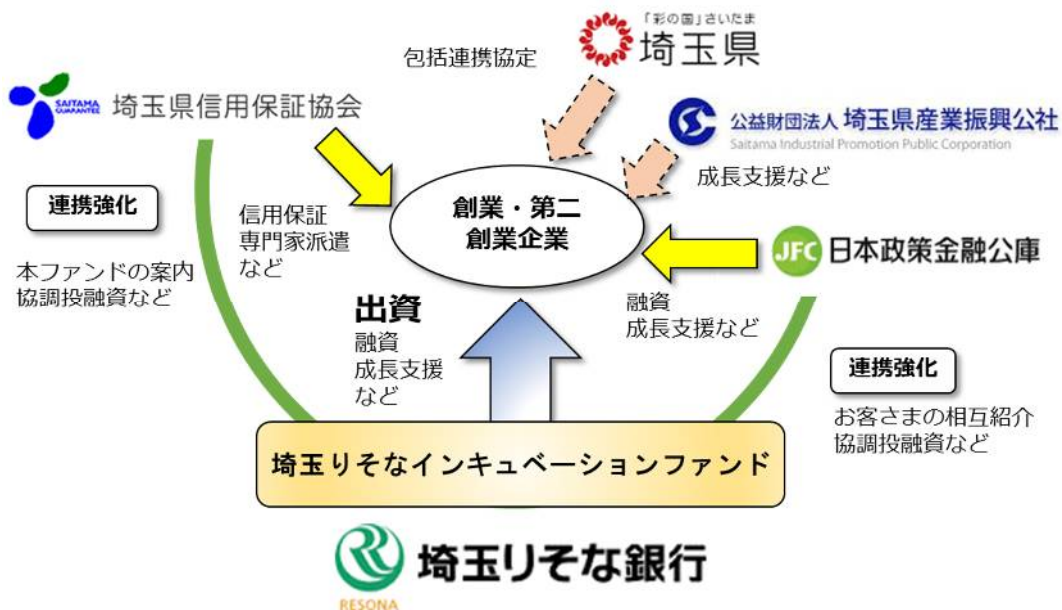
りそなグループの埼玉りそな銀行(社長 池田 一義)は、成長性を秘めた意欲ある創業・第二創業企業を幅広く支援するため、2016年4月1日(金)より、「埼玉りそなインキュベーションファンド」(以下、「本ファンド」)の取扱を開始します。

企業の創業期・第二創業期の段階では、優れた技術力やサービス力を持ちながらも、自己資金が不足していたり、バランスシート上に課題があるなどの理由から飛躍の機会を失っているケースが数多くあります。本ファンドはこうした企業に直接出資をすることで、資本の面からサポートするとともに、資金繰りを安定させ、成長を後押しすることを目的としています。

- **創業・第二創業企業への直接出資は邦銀初です！**
出資対象は、これまで銀行系ベンチャーキャピタルが主に対象としてきた株式上場志向先に限定せず、将来的に地域経済への貢献が見込まれる成長性のある企業に幅広く出資します。
- **融資ではなく、出資をすることで資金繰りを支えます！**
本ファンドの出資金はお客様の自己資本の拡充につながります。また、配当原資となる利益剰余金が蓄積されるまでは、配当金を含めてお支払いは発生しません。
- **埼玉県信用保証協会、日本政策金融公庫並びに埼玉県と連携します！**
埼玉県信用保証協会並びに日本政策金融公庫とは2015年3月に強化した創業支援に関する業務連携を一段と推し進め、協調投融資^{※1}等に積極的に取り組みます。また、埼玉県と当社は包括連携協定に基づき、創業・第二創業を志す起業家をサポートします。

※1 当社の出資(または融資) + 埼玉県信用保証協会保証付融資または日本政策金融公庫の融資の協調実行

【本ファンドを通じた創業・第二創業企業への支援スキーム】



以上

別紙

【「埼玉りそなインキュベーションファンド」の概要】

項目	内容
名称（通称）	埼玉りそなインキュベーションファンド
出資形態	償還請求権付優先株式（無議決権）
取扱期間	2016年4月1日～
個別投資額	1社当り上限10百万円
投資対象	以下の何れかの条件を満たす創業・第二創業期の非上場企業 ①優れた技術、サービスを有している ②事業に新規性若しくは成長可能性が認められる
投資決定	当社並びに外部有識者による投資協議会を経て投資可否を判断
投資期間	原則5年以内（償還請求権の初回行使期日）
投資利回り	年率5%以上。ただし、 <u>配当原資となる利益剰余金等が蓄積されるまでは、配当金も含めてお支払いは発生しません</u>
償還方法	以下の何れかの方法で償還 ① 当社からの償還請求権行使（投資先による自己株取得） ② 投資した企業側からの買入請求または第三者への譲渡請求

【埼玉県信用保証協会並びに日本政策金融公庫との業務連携内容】

連携先	業務連携内容
埼玉県信用保証協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資を希望する企業への本件投資枠の案内 ・ 協調投融資 ・ 投資協議会への有識者派遣 ・ 埼玉県信用保証協会独自の専門家派遣機能（最大11回まで無料）を活用した成長支援
日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・第二創業企業の相互紹介 ・ 協調投融資 ・ 投資協議会への有識者派遣

【埼玉県・埼玉県産業振興公社との連携内容】

連携先	連携内容
埼玉県	・ 包括連携協定に基づいた創業・第二創業企業の支援
埼玉県産業振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資を希望する企業への本件投資枠の案内 ・ 出資した企業の成長支援